

資料編

- 1 委員名簿
- 2 審議会・関係会議の開催経過
- 3 介護保険サービス等の概要
- 4 用語解説

1 委員名簿

町田市高齢社会総合計画審議会委員名簿

◎=会長 ○=職務代理

計 20 名 ※敬称略

	氏名	分野	所属等
1	◎本間 昭	学識経験者	認知症介護研究・研修東京センター長
2	○是枝 祥子	学識経験者	大妻女子大学名誉教授
3	西口 守	学識経験者	東京家政学院大学現代生活学部教授
4	川村 益彦	保健・医療関係代表	町田市医師会
5	大滝 正行	保健・医療関係代表	町田市歯科医師会
6	小島 誠	保健・医療関係代表	町田市薬剤師会
7	岩本 智子	保健・医療関係代表	町田市訪問看護ステーション連絡会
8	江川 祐一	福祉関係事業者代表	高齢者支援センター連絡会
9	杉本 靖	福祉関係事業者代表	町田市介護サービスネットワーク
10	齋藤 秀和	福祉関係事業者代表	町田市ケアマネジャー連絡会
11	山本 ミドリ	福祉関係事業者代表	町田市訪問介護事業者協議会
12	新沼 春海	福祉関係団体代表	町田市民生委員児童委員協議会
13	佐々木 のり	福祉関係団体代表	町田市社会福祉協議会
14	宮本 聖士	福祉関係団体代表	町田市町内会自治会連合会
15	伊藤 正巳	福祉関係団体代表	町田市老人クラブ連合会
16	向井 保	町田市民	公募市民委員
17	湯川 優	町田市民	公募市民委員
18	横山 栄一	町田市民	公募市民委員
19	齋藤 節子	町田市民	公募市民委員
20	竹内 健	町田市民	公募市民委員

2 審議会・関係会議の開催経過

(1) 町田市高齢社会総合計画審議会

	開催日	検討内容
第1回	2014年 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5期町田市介護保険事業計画の進捗状況 ○ 町田市高齢者福祉計画の進捗状況 ○ 第6期町田市介護保険事業計画の策定について ○ 市民ニーズ調査結果報告について ○ 事業所調査結果報告について ○ 調査結果を踏まえた重点施策について
第2回	6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市がめざす地域包括ケアシステムの姿 ○ 在宅医療・介護の連携推進 ○ 施設整備の考え方
第3回	8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会参加の推進と介護予防 ○ 高齢者支援センターの機能の充実について ○ 町田市認知症施策の推進
第4回	10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6期町田市介護保険事業計画の中間答申について
第5回	12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画書案について
第6回	2015年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6期町田市介護保険事業計画答申について

(2) 町田市地域包括支援センター運営協議会

	開催日	検討内容
第1回	2014年 6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2013年度 高齢者支援センター実施報告と収支決算報告について ○ 高齢者支援センター担当地域の変更について ○ 指定居宅介護支援事業所への新規業務委託について ○ 地域包括支援センター公募について ○ 地域包括支援センター運営事業者の候補者評価委員会について
第2回	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの人員および運営に関する基準の条例化について ○ 地域包括支援センターの機能強化について ○ 地域包括支援センターの事業評価について
第3回	10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市地域包括支援センター運営事業者の候補者評価委員会の審査結果と2015年度以降の地域包括支援センターの設置等について ○ 指定居宅介護支援事業所への新規業務委託について ○ 介護保険事業計画における地域包括支援センターの機能充実について ○ 地域包括支援センターの事業評価について
第4回	2015年 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2015年度 高齢者支援センター事業計画と収支予算について ○ 地域包括支援センターの事業評価について

(3) 町田市認知症施策推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	2014年 3月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の認知症施策の動向について ○ 「こころとからだの健康調査」の実施経過 ○ 町田市認知症施策の取り組み経過と課題 ○ 認知症ケアパスと施策の方向性について
第2回	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2014年度認知症施策スケジュールについて ○ 「こころとからだの健康調査」の実施結果について ○ 町田市の認知症施策（案）について ○ 町田市認知症ケアパス（案）について
第3回	11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6期町田市介護保険事業計画（素案）について ○ 町田市認知症パンフレットの紹介 ○ 認知症初期集中支援チーム事業の活動状況について ○ 町田市認知症ケアパス（案）について

(4) 町田市地域密着型サービス運営委員会

	開催日	検討内容
第1回	2014年 6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内各地域密着型サービス事業所における入所者等の状況について ○ 第5期町田市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス施設の整備状況（2013年度および2014年度整備分）について ○ 第6期町田市介護保険事業計画（2015～2017年度）の策定について ○ 第6期町田市介護保険事業計画における地域密着型サービス施設の新規整備計画（案）について
第2回	10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他市に所在する地域密着型サービス事業者の指定について ○ 小規模多機能型居宅介護支援事業の普及・啓発に対する委員会からの提案事項に対する取組みについて ○ 市内初となる地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問看護および複合型サービス）に対する支援に係る取組みについて
第3回	12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6期町田市介護保険事業計画（2015～2017年度）における「地域密着型通所介護サービス事業所」の新規整備計画数について ○ 2014年11月17日開催「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス勉強会」開催報告について
第4回	2015年 2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例等」の一部改正について ○ 運営推進会議の取扱いについて ○ 小規模多機能型居宅介護サービスにおける「チェックリスト」の活用について ○ 第6期町田市介護保険事業計画答申について ○ 2015年2月10日開催 町田市医師会主催「地域密着型サービスに関する研修会」開催報告について

(5) パブリックコメント（市民意見募集）

実施期間	内容	意見数
2014年11月4日から 2014年12月3日まで	計画の基本的な考え方について	61件

(6) 市民説明会

実施日	内容	参加人数
2014年11月23日	計画の基本的な考え方について	25人

3 介護保険サービス等の概要

■居宅サービス・・・自分らしい住まいでの生活をサポート

	種別	サービスの内容	特徴
訪問を受けて利用する	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	食事や入浴等の日常生活上の介助、支援を行います。	ホームヘルパーがご自宅を訪問します。
	訪問入浴介護	入浴の介助・支援を行います。	浴槽を積んだ入浴車でご自宅を訪問します。
	訪問看護	自宅において病状の観察や療養上の介助、支援及び助言などを行います。	看護師や保健師がご自宅を訪問します。
	訪問リハビリテーション	自宅において体操やリハビリテーションを行います。	リハビリ(機能回復訓練)の専門家がご自宅を訪問します。
	居宅療養管理指導	自宅において医療・歯科等の療養上の管理・指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士などがご自宅を訪問します。
通って利用する	通所介護(デイサービス)	食事や入浴などの介護サービスや生活機能の維持向上の訓練を行います。	デイサービスセンターに通います。
	通所リハビリテーション(デイケア)	食事や入浴などの日常生活上の支援や理学療法士、作業療法士などによるリハビリを行います。	老人保健施設などに通います。
	短期入所生活介護(ショートステイ)	短期間施設に滞在しながら、食事や入浴などの介護や生活機能維持・向上のための訓練を行います。	特別養護老人ホームなどに短期入所します。
	短期入所療養介護(ショートステイ)	短期間施設に滞在しながら、医学的な管理のもとに医療・介護・機能訓練を行います。	老人保健施設などに短期入所します。
生活環境を整える	福祉用具貸与	生活支援のための車いす等の福祉用具のレンタルができます。	車いすやベッド等のレンタルができます。
	福祉用具購入	入浴や排せつなどに用いる福祉用具を購入費の補助を行います。	購入費用の一部(上限10万円)を支給します。
	住宅改修	手すりの取り付けなどの住宅改修費の補助を行います。	工事費用の一部(上限20万円)を支給します。
その他	特定施設(有料老人ホーム)	有料老人ホームに入居し、食事や入浴などの介護や機能訓練及び療養上の支援を行います。	食事や健康管理等の日常生活に必要なサービスが付いた住まいです。

■ 地域密着型サービス・・・身近な地域での生活継続をサポート

	種 別	サービスの内容	特 徴
住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護と看護が連携を図り、ヘルパーによる入浴、排せつの介護や、看護職員による療養上の世話や診療の補助などを行います。	日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じて随時訪問します。
	認知症対応型デイサービス（認知症対応型通所介護）	認知症の方を対象に、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。	認知症の方のためのデイサービスです。
	小規模多機能型居宅介護	小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援を行います。	利用者の状態に応じて、通い・訪問・宿泊を複合的に利用できます。
	看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者が住み慣れた地域で生活し続けるため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行います。	通い・訪問・宿泊に加え、医療ニーズが高い方のためのサービスです。
	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	認知症の方が少人数での共同生活を送りながら食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。	認知症の方が共同で生活する場です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方が対象の施設です。食事、入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。	定員が 29 人以下の特別養護老人ホームです。

■施設サービス・・・在宅での暮らしや介護が困難な方をサポート

	種 別	サービスの内容	特 徴
介護保険施設を利用する	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方が対象の施設です。食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。	日常生活全般で介護が必要な方が利用する施設です。
	老人保健施設 (介護老人保健施設)	病状が安定し、在宅復帰のためのリハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。	病状が安定し、リハビリが必要な方が利用する施設です。
	療養病床 (介護療養型医療施設)	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。	医療ケアが必要な方が利用する施設です。

4 用語解説

■あ行

いきいきポイント制度 (P.33)

高齢者が地域で社会活動等に参加することで、高齢者自身の介護予防および健康増進を図ることを目的とした制度。65歳以上の町田市介護保険第1号被保険者を対象とし、町田ボランティアセンターにて登録・研修受講後、いきいきポイント制度の受入れ団体として登録している施設等で活動することにスタンプが押印される。次年度に活動数に応じて商品券等に交換できる。

医療・介護総合確保推進法 (P.2他)

医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行ったもの。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、①効率的かつ質の高い医療提供体制を構築すること、②地域包括ケアシステムを構築すること、を通じて、地域における医療および介護の総合的な確保を推進することを目的とする。

■か行

介護給付費 (P.23他)

介護給付費は、要介護1から要介護5の方を対象に給付される介護保険の保険給付費をいう。内訳は、居宅サービス費、地域密着型サービス費および施設サービス費。

介護給付費準備基金 (P.86他)

介護保険事業会計で第1号被保険者が負担した介護保険料の剰余金を積み立て、第1号被保険者が負担する介護保険料に不足が生じた場合に充当を行い、次期介護保険料の抑制に活用ができるように設置された基金のこと。

介護報酬 (P.52)

事業者が利用者（要介護者又は要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用。介護報酬は、サービスごとに設定されており、各サービスの基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況によって加算・減算される仕組みとなっている。

介護保険法 (P.2他)

社会保険方式として1997年12月に公布。2000年度から施行された。国民の保健医療の向上および福祉の増進を図ることを目的とした法律。介護保険による保険給付の対象となるのは、要支援・要介護と認定された高齢者等の訪問介護、通所介護、短期入所等の利用、特別養護老人ホームや老人保健施設等への入所などである。超高齢社会に備え、①安定した財源の確保、②保険システム導入により各種サービスを利用しやすくする、③介護サービスにおける民間活力の導入、④老人病院や老人保健施設と特別養護老人ホームとの整合を図る、等を目的として、介護保険制度が創設された。

また、2006年4月から「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「制度の持続可能性」、「社会保障の総合化」を見直しの基本的視点として、①予防重視型システムへの転換（介護予防給付や地域支援事業の創設等）、②施設給付の見直し（居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置）、③新たなサービス体系の確立（地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設等）、④サービスの質の向上（情報開示の標準化、事業者規制やケアマネジメントの見直し等）、⑤負担の在り方・制度運営の見直し（第1号保険料の見直し、保険者機能の強化、要介護認定の見直し）が施行された。

介護予防 (P.22)

高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

介護予防教室 (P.22他)

65歳以上の高齢者が身近な地域で介護予防について学び、生きがいを持って暮らすための場の一つとして開催されるもの。介護予防について学ぶものから趣味、運動等の幅広い教室がある。

介護予防月間（P.33他）

町田市では毎年10月を介護予防月間と定め、市内で様々な介護予防イベントを実施し、介護予防の普及啓発を行っている。

介護予防サポーター制度（P.33他）

町田市在住・在勤・在学の方が対象。市主催の介護予防サポーター養成講座受講修了後、町田市内各地で介護予防活動に取り組むほか、高齢者支援センターで行われる介護予防教室などの補助など行う。

介護療養型医療施設（P.58他）

介護保険施設のひとつ。急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設で、介護体制の整った医療施設（病院）で、医療や看護などを行う。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（P.58他）

介護保険施設のひとつ。日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方が対象の施設で、施設サービス計画に基づいて、食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理を行う。

介護老人保健施設（P.58他）

介護保険施設のひとつ。病状が安定し、在宅復帰のためのリハビリ重点をおいた介護が必要な方が対象の施設で、医学的な管理のもとでの介護、看護およびリハビリ等を行う。

課税年金（P.91）

老齢基礎年金や老齢厚生年金など、課税対象となる公的年金等をいう。

居宅介護支援（P.69他）

要支援者や要介護者が介護保険制度のサービスを利用する際に、利用者の生活状況、家族環境、利用者の希望などを勘案し、必要なサービスが適切に提供できるよう居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し居宅生活を支援するもの。

ケアマネジメント（P.51他）

要支援または要介護のサービス利用者がその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が介護（予防）サービス計画を作成し、事業者や施設との連絡・調整を行う一連の活動のこと。

ケアマネジャー（介護支援専門員）（P.51他）

要支援または要介護の認定を受けた高齢者等からの相談に応じ、サービス利用に当たりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、居宅サービス計画を作成し、サービス提供者や施設との連絡・調整を行う者のこと。

ケアプラン（P.51他）

要介護者等が介護保険サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画です。計画には在宅の場合の「居宅サービス計画」、施設の場合の「施設サービス計画」の2種類がある。

月額基準額（P.85他）

第1号被保険者の介護保険料の基となる額のこと。介護保険料は、市町村が3か年の介護保険サービスの給付額等の見込みに基づいて算定し、条例で定めている。介護保険料の算定は、3か年の介護保険サービスの給付額等の見込額から第1号被保険者の介護保険料でまかなう額の総額を計算し、市民税の課税の状況や所得ごとの被保険者数に基づいて、基準額となる第5段階の1人あたりの月額を求めている。

圏域（日常生活圏域）（P.8他）

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める圏域のこと。町田市では、4圏域を設定している。

健康寿命（P.12他）

日常的に介護を必要としないで、心身ともに自立した生活ができる生存期間のこと。平均寿命から介護期間（自立した生活ができない期間）を引いた数が健康寿命になる。2002年のWHO保健レポートでは、日本人の健康寿命は男性で72.3歳、女性で77.7歳、全体で75.0歳であり、世界第一位である。

後期高齢者（P.6他）

75歳以上の人のこと。

合計所得金額（P.89）

前年の1月1日から12月31日までの純損失又は雑損失等の繰越控除前の総所得金額、土地等の分離譲渡所得金額（特別控除前）、山林所得等の合計。

高齢化率（P.8他）

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。一般的に、高齢化している社会は高齢化率によって以下のように区分・呼称されている。

高齢化社会	高齢社会	超高齢社会
高齢化率7%～14%	高齢化率14%～21%	高齢化率21%～

高齢者支援センター（地域包括支援センター）（P.8他）

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、医療・財産管理・虐待などの相談・支援、包括的・継続的ケアマネジメント等の業務を行う、介護保険法に規定された機関。

町田市では対象者や役割を分かりやすくするため、地域包括支援センターを「高齢者支援センター」と呼んでいる。

日常生活圏域をふまえて設置され、町田市に委託された法人が運営する。（2015年3月時点で12箇所設置）

国民健康保険団体連合会（P.53他）

国民健康保険法に基づき設立した法人。会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行う。

■ さ行

サービス付き高齢者向け住宅（P.55他）

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯などが、安心して住み慣れた地域で居住できるよう、バリアフリー構造等を備え、専門員による安否確認・生活相談サービスなどを提供する賃貸住宅のこと。

財政安定化基金（P.89）

国、都道府県、市町村が拠出し、各市町村の介護保険事業計画で見込んだ以上に給付費が増大したなど、介護保険財政に不足が生じることとなった場合、市町村に貸付・交付を行うことを目的に都道府県に設置された基金のこと。

社会福祉協議会（P.60）

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人のひとつ。地域社会において、福祉関係者や地域住民が主体となり、公私関係者の参加・協力を得て、社会福祉と保健衛生などの活動を地域の実情に合わせて行っている。

シルバー人材センター（P.36）

高齢者雇用安定法に基づく公益社団法人。臨時的・短期的な業務の請負を行う。60歳以上で、社会のために役立つ仕事をしたいと考えている人が自主的に組織し、活動・運営している。

主任ケアマネジャー（P.23他）

一定年数以上の実務経験＋所定の研修終了＋能力評価でケアマネジャーに資格付与される。高齢者支援センターに配置され、包括的・継続的マネジメントを担うもの。

小規模多機能型居宅介護（P.47他）

地域密着型サービスのひとつ。小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援を行うサービス。

生活支援コーディネーター（P.36他）

生活支援サービスの充実および高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘などを行うとともに地域資源の開発や地域のニーズ把握などを行う。

前期高齢者（P.8他）

65～74歳の人のこと。

■ た行

第1号被保険者（P.67他）

65歳以上の人。40～64歳の方は第2号被保険者。

団塊の世代（P.6他）

1947年から1949年までのベビーブーム期に生まれた人を指し、今の日本の人口比率で最も高い世代。

地域区分単価（P.88）

介護報酬の算定に当たり、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に1単位当たりの単価を割り増ししている。

地域ケア会議（P.28他）

地域包括ケアシステムを構築するため、市町村、高齢者支援センター（地域包括支援センター）、医師・看護師等の医療関係者および介護支援専門員等の介護事業者が参加し、多職種で高齢者に対する個別のケースや地域の課題を題材に検討する会議。

地域支援事業（P.4他）

介護保険法に位置づけられた、市町村が行う事業。被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務および包括的・継続的マネジメント支援業務をいう。）および任意事業を行う。

地域資源（P.1他）

人・物・組織・サービスなど、地域に存在する活用可能な要素を「資源」として捉えたもの。

地域包括ケアシステム（P.1他）

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体化して包括的な支援・サービスを提供する体制のこと。

地域密着型サービス（P.47他）

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、2006年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームなどがある。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P.47他）

地域密着型サービスのひとつ。日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。

特定施設（P.57他）

有料老人ホーム、ケアハウス等で一定の人員配置等を行ったものが、入居者に介護サービスを提供する場合には「特定施設」として介護保険給付の対象となる。施設が介護サービスを提供し、要介護者だけが入居可能な施設が介護専用特定施設。同様に施設が介護サービスを提供するが、要介護者だけでなく要介護でない者も入居可能な施設が混合型特定施設である。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（P.23他）

か行「介護老人福祉施設」の用語解説（P.108）を参照。

■な行

二次予防事業対象者（P.22他）

65歳以上で生活機能が低下し、介護が必要となる可能性の高い高齢者のこと。具体的には、①国の定める基本チェックリスト実施の結果、生活機能の低下項目に該当した人、②要介護認定の非該当者。

認知症高齢者グループホーム（P.49他）

地域密着型サービスのひとつ。認知症の方が少人数での共同生活を送りながら食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行う。

認知症サポーター（P.22他）

認知症についての正しい知識と理解を身につけた人のこと。自分のできる範囲で、友人や家族に知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解し、支えになるような手助けを行う。

認知症生活機能障害（P.26他）

認知機能障害によって、日々の生活機能に支障をきたすようになること。生活機能は、日常生活動作能力（ADL）と呼ばれ、基本的ADL（排泄、食事、着替えなど）と手段的ADL（電話、買い物、食事の用意、洗濯など）がある。軽度の場合は手段的ADLが、中等度では、基本的ADLが部分的に障害され、重度では、基本的ADLが全般的に障害される。

認知症対応型デイサービス（P.49他）

地域密着型サービスのひとつ。認知症の方を対象に、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行う。

■ は行

パブリック・コメント（P.4他）

行政が政策、制度等を決定する際に、市民などの意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

非課税年金（P.65）

障害年金や遺族年金など、課税対象とならない公的年金等をいう。

避難行動要支援者（P.27他）

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、そのために特に支援が必要な人のこと。

標準給付費（P.64他）

要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したもの。

福祉サービス第三者評価（P.23他）

介護保険サービス事業所が利用者に提供するサービスの質について、事業者や利用者以外の公正、中立な立場である第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉事業所を評価するシステム。なお、評価受審をした介護保険サービス事業所の評価結果については、東京都のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されるため、福祉事業所を選択する際は参考になる。

補足給付（P.65他）

施設サービス等の利用において、非課税世帯の方について、居住費・食費の負担限度額を定め、過重な負担とならないようにするため、利用者が入所する施設に対し、平均的な費用（＝基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み。

（二次予防事業）プログラム（P.22他）

二次予防事業対象者が、要支援・要介護状態になることを予防するために実施される事業プログラム。運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上などのプログラム、通所により参加する通所型介護予防事業と、保健師等が訪問して生活機能に関する相談・指導等を実施する訪問介護予防事業がある。

ボランティア（P.36他）

ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することをいう。

■ ま行

町田市高齢者福祉計画（P.3他）

「まちだ未来づくりプラン」・「町田市新5ヵ年計画」を基本とし、町田市の高齢者福祉施策の方向性を示す、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画。計画期間は、2012年度から2021年度までの10年間。

町田市新5ヵ年計画（P.3他）

「まちだ未来づくりプラン」の実現に向けて、具体的な事業と取り組みを総合的かつ計画的に進めるための実行計画。計画期間は、2012年度から2016年度の5年間。

まちだ未来づくりプラン（P.3他）

将来の町田市のあるべき姿を見据え、何を目標にどのようにまちづくりを進めていくのかを示す基本計画。計画期間は、2012年度から2021年度までの10年間。

見守り支援ネットワーク（P.27他）

町内会・自治会等を主体とした見守り活動を行うネットワークで、見守りの必要な高齢者に対し、地域がその変化に早く気づき、地域が支え合う仕組みづくりを支援することをいう。

民生委員・児童委員（P.41他）

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において住民の社会福祉に関する相談や支援、生活支援活動等を住民性、継続性、包括・総合性の3つの原則に沿って活動する。また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。

■や行

要介護（要支援）認定者（P.10他）

被保険者が介護サービスを受けるため、要介護申請を市町村に申請し、認定を受けた者。市町村は申請に基づき、被保険者の心身の状況等を調査する認定調査とともに、主治医の意見を聞き、一次判定を行う。一次判定結果を踏まえて介護認定審査会で審査・判定した二次判定結果が最終的な結果となる。認定の結果、要介護者、要支援者または非該当者に区分される。要介護者は寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態の人で、要支援者は家事や身支度等の日常生活に支援が必要とする状態の人をいう。

要配慮者（P.31）

高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮が必要な人のこと。

予防給付費（P.80他）

予防給付費は、要支援1および要支援2の方を対象に給付される介護保険の保険給付費をいう。内訳は、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス費。

■A～Z

MC I (Mild Cognitive Impairment) (P.41)

健常者と認知症の人の中間の段階（グレーゾーン）で、日常生活には支障がないものの、認知機能（記憶、決定、理由づけ、実行など）のうちいくつかの機能に問題が生じている状態のこと。

NPO (Nonprofit Organization) (法人) (P.36)

特定非営利活動促進法に基づき設立された法人をいう。保健、医療または福祉の増進を図る活動等を通じて、公益の増進に寄与する非営利の活動法人。

第6期町田市介護保険事業計画
(2015年度~2017年度)

発行日 2015年3月
発行 町田市
〒194-8520
東京都町田市森野2-2-22
042-722-3111 (代表)
製作 町田市いきいき健康部
(2015年4月からいきいき生活部)
高齢者福祉課・介護保険課
刊行物番号 14-89



第6期町田市介護保険事業計画

“高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち”

リサイクル適正 (B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。